

研究ノート

近世知多地方の雨乞い
—— 知多郡長尾村の事例 ——

松 下 孜

日本福祉大学 子ども発達学部

A Ritual for Rain in the Chita District in the Early Modern History

Tsutomu MATSUSHITA

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

Keywords：雨乞い，旱魃，竜宮，猿投神社，長尾村，三井傳左衛家文書，武豊町歴史民俗資料館

目 次

はじめに

1 近世の長尾村と旱魃被害

(1) 長尾村の村況

(2) 明和7年の旱魃被害

2 長尾村の雨乞い

(1) 長尾村の雨乞いの回数や費用

(2) 長尾村の雨乞いの諸相

(3) 長尾村の雨乞いの懸け方

おわりに

家より寄託され保管されている。同文書は日本福祉大学知多半島総合研究所が中心となり、そのほかのいろいろな方たちの協力により学術的分類がされ、『三井傳左衛門家文書目録』（上巻・中巻・下巻）の三巻にまとめられ発行されている⁽³⁾。さらに幸いなことに、寄託された文書は、閲覧の規則を守れば一般の市民に開放され、閲覧することができる。これから、長尾村の近世の雨乞いについて述べるが、史料の大半はこの「三井傳左衛門家文書」である。

はじめに

知多地方の雨乞いについては、すでに「研究ノート」として、『日本福祉大学 子ども発達学論集 第3号』及び『同 第4号』に連載した⁽¹⁾。『同 第3号』では、現在の行政区でいえば、知多市・東海市・大府市・東浦町の一部の村々、また、『同 第4号』では、常滑市の一部の村々の近世の雨乞いについて言及した⁽²⁾。今回は、武豊町域に含まれた近世の長尾村を中心に周辺の村の近世の雨乞いについて述べる。武豊町歴史民俗資料館には、近世に長尾村の庄屋を勤めた三井傳左衛門家の文書が同



写真1 武豊町歴史民俗資料館（平成24年 筆者撮影）

1 近世の長尾村と旱魃被害

(1) 長尾村の村況

長尾村は、知多半島のほぼ中央部の東海岸ぞいに位置している。集落は海岸より少し西部の小高い丘に密集して建ちならんでいた。集落には、蓮華院・皆満寺、少し離れて大日堂等の寺院、武雄天神社があった。「寛文村々覚書」によれば、村高 概高 1,175 石余、新田合計 9 石余、家数 107 軒、人数 815 人、池数 11、の比較的大きな村であった。文化年代の村の様子が知られる「尾張御行記」によれば、村高は変わらず、新田合計 73 石余、家数 370 軒、人数 1,574 人、池数 13、となっている。寛文年代 (1661~1672) から文化年代 (1804~1817) にかけて家数は 3 倍余、人数は 2 倍弱に増加している。新田開発も活発に行われ、そのためであろうか、池数も 2 か所増加している。また、天保 12 年 (1841) の村絵図には、18 か所の溜池が描かれている⁽⁴⁾。長尾村が稲作の用水確保あるいは旱魃に対して溜池を築造して対処しようとしていたことが知られるのである。この溜池灌漑は長尾村のみでなく、知多半島一帯の村の様子である。知多半島に現在でも見ることができる数多くの溜池のほとんどが近世やそれ以前に築造されていたことは近世の村方の絵図にしっかりと確認できるのである⁽⁵⁾。

近世の長尾村は全体としては温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、人口を増し耕地を拡大した。その様子を「此村八東浦海道ドホリ二民屋建ナラビ村立大体ヨキ所ナリ、高二准シテ戸口多ク佃力足レリ、農業一事ヲ以テ営ミトス他村へ田畝掟ナシ、」(「尾張御行記」)と述べている⁽⁶⁾。しかし、いったん自然災害に襲われると、村は困窮し厳しい現実が待ち受けていた。長尾村もいろいろな自然災害に襲われたことは、『武豊町誌 資料編三』「第三篇 年表」の該当箇所を見れば明らかであろう。旱魃については、長尾村を中心に詳細をこれから述べるが、幾度か旱魃の被害を受けている⁽⁷⁾。

(2) 明和 7 年の旱魃被害

明和 7 年 (1770) は、知多半島一帯を襲った旱魃の年であった⁽⁸⁾。長尾村も例外なく旱魃の被害を受け、その様子を次のように書き上げている。

知多郡長尾村

御本田田面 四拾五町六反余
内

六反 石川
六町 口田
壹町 前田
六町四反 かなげ
貳町五反 たいかけ
三町壹反 山之田
十九町六反 皆無場所

残り半焼場所

寅新田御見取田不残皆無

畑夏作皆無二罷成申候、御注進申上候

寅七月十九日

大橋新之右衛門様

「明和七年 諸事何賀斗留帳 長尾村」

(『武豊町誌 資料編三』273 ページ)

これによれば、本田 45 町 6 反の内、19 町 6 反が皆無場所、つまり旱魃により約 43% の田の稲が枯れてしまったのである。さらに残り 57% の田が半焼、つまり半分の稲が枯れてしまったのである。寅新田は田畑合わせて 1 町 6 反余あるが、すべてが枯れた。また、畑の夏作はすべて枯れてしまった。相当ひどい旱魃が襲っている様子が分かる。それ故、鳴海代官 大橋新之右衛門へ被害の注進をしたのである。

これだけの被害が出ているので、翌年正月、次のような嘆願書を大橋新之右衛門へ提出している。

乍恐願上候御事

当村高千八百八拾四石八斗三合、七八年以来悉ク困窮仕大分禿百姓出来仕、(略) 其上金子借り賄ひ候而御皆済仕候へ八次第二大借二罷成、七百両余出来仕候、此外役割不仕借金八おびたゝしき儀二御座候、右之仕合二御座候所、去寅年之儀前代未聞之旱魃二而、田畑皆無同様と罷成、百姓中夫食作食も無御座難儀仕候へ八、去暮前件借金金利払も得不仕、(略) 然所二去ル子より去寅年迄三年之内、高二御定免三ツ四分取、内三分五厘御救被成下難有仕合二奉存候得共、右御年数三ヶ年とも凶作二付、年々不同免奉願上御救も行届不申候、歎敷至極迷惑二奉存候、仍之乍恐御願申上候八、当卯より五ヶ年之内御定免高二三ツ四分取、格別御救御定免為被仰付被下置候八、(略) 前頭之通御救御定免被仰付被下置候八、難有仕合奉存候

卯正月

知多郡長尾村庄屋 傳右衛門
同断 吉右衛門
組頭中 四人

大橋新之右衛門様

「明和七年 諸事何賀斗留帳 長尾村」
（『武豊町誌 資料編三』276 ページ）

長尾村では、ここ7、8年、おそらく不作が続いたの
であろう、年貢に差し詰まり借金をして賄っていた。そ
の額は七百両にも上ったのである。そこに追い打ちをか
けるように明和7年の旱魃が襲ったのである。藩もこの
窮状を認めて、ここ3年は定免の三ツ四分（三割四分）
取の内、三分五厘を引き下げている。しかし、この救済
処置ではまだ足らず、卯年（明和8年）より5か年は定
免を二ツ四分（二割四分）取にすること、すなわち年貢
率の一割引き下げを願ったのである。この嘆願は聞き届
けられ、年貢率は明和7年には、1割3分4厘、明和8
年には、1割8分4厘と大きく引き下げられている⁽⁹⁾。
このように旱魃は、いったん起こると甚大な被害を広範
圏に与えることがわかる。

2 長尾村の雨乞い

(1) 長尾村の雨乞いの回数や費用

長尾村の村入用帳は、「村方入用勘定帳」・「知多郡長
尾村下用書上帳」・「村方入用改留帳」などの表題があり、
内容も少しずつ異なっている。しかし、「雨乞い」につ
いてみれば、いずれの村入用帳にも記されており、それ
を「資料2 雨乞い関係一覧表」（後掲）としてまとめ
た。

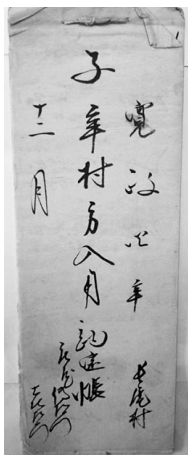


写真2 村方入用勘定帳
（三井家文書 No. 15-35）

「村入用帳」に記されたとい
うことは、村民一同が雨乞いに
村費を支出することに同意して
いることを示している。知多地
方に残された「村入用帳」には、
雨乞いが記されているものを多
数見出すことができる。知多地
方では雨乞いに村費を支出する
ことは村民の同意を得ていたの
である。このことは、おそらく
雨乞いは「村民の惣参り」の形
式をとったことを窺わせている。
また、「村入用帳」は、尾張藩

の役人の管轄下に置かれていることを考えると、雨乞い
に村費を支出することは公認されていたのであろう。

「資料2」をもとに、もう少し簡略化してまとめたの
が、「表1 長尾村の雨乞い」（以下「表1」とする。）で
ある。「表1」の雨乞いの回数をみると、一番多く懸け
たのは、寛政4年（1792）の5回である。近世の雨乞い
は、雨が降るまで何回も懸けられることはすでに数多く
の研究で明らかになっている⁽¹⁰⁾。「表1」にあるように
長尾村でも2回以上懸けられた年が大半を占めているの
である。

雨乞いの費用も回数が増えれば多額となってくる。一
番多く懸けた寛政4年には、「金7両1分 銭2貫435
文」を支出している。1回の雨乞いの費用は、ほぼ金1
両1分~2分余である。雨乞いには相当の費用を懸けた
ことが分かる。

では、なぜ多額の費用を懸けて幾日も雨乞い祈願をす
るのであろうか。

それは、祈願すれば雨が降るからである。田植えは梅
雨時に行われる。梅雨には、空梅雨傾向・梅雨の中休み・
遅い梅雨入りなど雨乞いを必要とする条件がそろってい
る。しかし、雨が全く降らない梅雨はまず考えられない。
梅雨時には大なり小なり雨は降るのである。旱魃の年と
いえども雨は降るのである⁽¹¹⁾。ただ、降る量が圧倒的に
足りないため旱魃になってしまうのである。それでも多
少の雨は降るのである。雨乞いを幾度か懸けていると早

表1 長尾村の雨乞い

号年（西暦）	回数	雨乞いの合計金額
寛政元（1789）	1	金1分 銀7匁5分 銭4貫500文
寛政2（1790）	4	金6両 銭400文
寛政3（1791）	2	金3両 銀3匁5分 銭435文
寛政4（1792）	5	金7両1分 銭2貫374文
寛政5（1793）	2	金2両1分 銀2匁1分
寛政6（1794）	4	金5両3分 銭2貫644文
寛政9（1797）	(4)	金5両2分 銭1貫150文
寛政11（1799）	3	金3両3分 銀17匁8分 銭2貫850文
文化2（1805）	1	金3分 銀9匁 銭334文
文政元（1818）	(4)	金5両 銀1匁2分6厘
文政3（1820）	(2)	金3両 銀2匁3分
文政4（1821）	(4)	金5両 銀2匁

備考；「雨乞い関係一覧表」（後掲）により作成した。また、（ ）
内は、雨乞いの金額から推定して計算した回数である。

魃の年でも雨は降るのである。雨が降れば雨乞い祈願はかなうことになる。したがって、村では多額の費用を懸け幾度も雨乞い祈願の執行をしたのである。

(2) 長尾村の雨乞いの諸相

「文政九年 萬下用帳」(『三井傳左衛家文書』No. 7-25)には、「雨請覚」の項目を設け、雨請(雨乞)の詳細を書き上げている。以下に少し長くなるが史料紹介を兼ねて、その部分の全文を掲載する。

(表紙)

「 文政九年 長尾村
萬下用覚
戌十月 三井氏 」

(本文)

雨請覚

竜宮雨祈

五月十八日より七日間

一錢四百文 岩田

同

一米四升 同

代

同

一酒四升 同

代

同

一金壹分 御礼

同

一五十文 竹五本

同

一廿八文 半紙半状

同

一三匁五分 与次兵衛

一六十式文 ちょうちん式ツ 針通

六月廿五日より七月三日迄

竜宮雨祈

一錢六百文 岩田

一米六升 御供

六百文

一酒六升 御酒

九百文

一五十文 竹五本

一廿八文 紙半状

人足

一四匁 与次兵衛

同

一五分 勘助

御礼 久右衛門

一金三分ト五匁五分三厘

一酒四斗式升

一四十七文 市兵衛

ちょうちん 針苧

一金壹分 御礼

一貳百五十六文 はせうろう三十一丁

ノ錢貳貫四百八拾五文

此三匁三分三厘

ノ金壹兩拾三匁五分三厘

式口ノ金壹兩貳分ト六匁八分四厘

七月十五日より廿二日迄

産土神雨祈

一錢六百文 岩田

一米六升 御供

六百文

一酒六升 神酒

九百文

一四十文 竹四本

一廿八文 紙半状

酒ばん

一七分 勘助

一酒四斗五升 久右衛門

代三分ト式匁三分七厘

一金壹分 御礼

一七十壹文 市兵衛



写真3 武雄神社(産土神)(平成24年 筆者撮影)

丁ちん式ツ 針通
 一百廿四文 市兵衛
 はせうろう廿丁
 〆錢貳貫四百十一文此廿式分六分壹厘
 〆金壹兩三式分
 式口〆金壹兩壹分ト十式分三分三厘
 八月七日より十四日迄
 猿投大明神雨祈
 一錢五百文 岩田
 一米五升 御供
 五百文
 一酒五升 神酒
 七百五十文
 一四十文 竹四本
 一廿八文 紙半状
 酒ばん
 一五分 勘助
 同
 一金三分ト四分九厘 喜八
 酒四斗壹升七合
 一金壹分 猿投神主
 一金壹分 御札
 一百六十四文 市兵衛
 ばせうろう廿本
 一四十六文 同人
 丁ちん式ツ 針苧
 〆貳貫三拾四文
 コノ拾九式八厘
 〆金壹兩壹分ト式式分
 式口〆金壹兩貳分ト六式分三分二厘
 六月廿二日 御札
 大日雨祈
 一四十文 竹四本
 一廿八文 半紙半状
 一金壹分 御札
 人足
 一三人 平右衛門
 一三百三十八文 市兵衛
 酒ばん
 一七分 勘助
 一金三分ト式式分三分七厘 九右衛門
 一米六升

六百文
 一十六式八分 喜八
 はせうろう三拾丁
 〆壹貫拾文九式四分七厘
 金壹兩十一式五分四厘
 〆金壹兩壹分ト五式九分八厘
 六月九日
 一金壹分 任坊様へ
 一酒四升 四度ミくじ
 代六百文
 雨請取替
 一錢貳貫百文 岩田伊予正
 同
 一米貳斗壹升 同人
 〆米貳斗三升壹号
 (後略)
 「萬下用覚」(『三井傳左衛門家文書目録 No. 7-25』)



写真4 「萬下用覚」
(三井家文書 No. 7-25)

「雨請覚」から長尾村の雨乞いの様子がいろいろ分かってくる。まず、祈願の回数だが、はっきりと分かるのは、5月1回、6月1回、7月1回、8月1回の4回である。1回に懸ける期間は、すべて7日間である。雨乞いが始まると7日間祈願するのである。懸ける場所について、5月は「竜宮雨祈」、6月は「竜宮雨祈」とあり、「竜宮」という言葉がみえる。長尾村に「竜宮」を祭る社寺はない。しかし、雨乞いに「竜宮」、「竜王」、「竜神」が関係することは、寺本四ヶ村や生路村等の例で明らかにした⁽¹²⁾。長尾村は海岸沿いにあるので、寺本四ヶ村がそうしたように、海上で船から祈願したことも考えられる。7月は「産土神雨祈」である。「産土神」は、長尾村の氏神「武雄神社(武雄天神)」のことである。武雄神社の神主は「岩田氏」とあるので⁽¹³⁾、「雨請覚」にある「岩田」は武雄神社の神主であることが分かる。雨乞い祈禱は、神主の「岩田氏」が行ったので、その祈禱料として錢600文が、また、お供えのため米6升が捧げられたのである。8月は「猿投大明神」に雨乞い祈禱を願っている。「猿投大明神」は、三河(現・豊田市猿投町)の「猿投神社」のことである。「猿投神社」は「雨乞いの神社」として近隣に名高い神社である。猿投神社の神主には、金1分が祈禱料として渡されている。村の神社で雨乞いがかかない場合は、遠くとも雨乞いで名高い神社に祈禱を願うのである。少し時代は下るが、明治5

年も日照りの年となり、長尾村の近隣の村々では次のように遠くの神社へ雨乞い祈願をしている。「(前略) 七月朔日、江州田戸権現様、富貴村・市原村両村二而、黒幣勸請、御冥加金、三千疋、此金七両貳分、外二迎送人足雑費相懸り申候(後略)」(『武豊町誌 資料編三』365ページ) 江州田戸権現は多度神社(多度大社)のことであり、近江国に鎮座する雨乞いで名高い神社である。

「竹五(四)本」に続いて「紙半状」の項目がみられる。おそらく、竹は、しめ縄を張るささえとして地面に立て、「紙半状」はしめ縄に下げる「紙垂(かみしで)」に用いたのであろう。これはまた、雨乞いには四方に竹を立て、しめ縄を張り巡らせた祈禱場が設けられ、そこで雨乞い神事が行われたことを推測させる。神事は、神主の「岩田氏」が執行したのであろう。

酒がいずれの雨乞いでも記されている。5月は、酒4升、6月は、酒4斗2升、7月は、酒4斗5升、8月は、4斗1升7合である。5月を除けば、4斗余の酒が振る舞われたのである。御神酒は別に記されているので、村民に振る舞われた酒と考えられる。この史料にはないが、「資料1」の「寛政4年」の項目に「金3分 雨請御礼

五組若衆遣し」とあり、また、「寛政6年」の項目に「300文 御いさみ二遣し」とある。雨乞いに「若衆」が参加していることが分かるが、「若衆」とわざわざ断ったのには理由がある。それは、「御いさみ(勇)」の実行は若衆の役割だからである。「御いさみ(勇)」というのは、笛と太鼓のお囃子を演奏することである。これは主としてお祭りに演奏される。つまり、雨乞いに「御いさみ」を演奏するということは、お祭り騒ぎに通じるのである。それに加えてさきほどの4斗余の酒が振る舞われる訳であるので、相当なお祭り騒ぎとなったことが窺われるのである。知多地方では、雨乞いに、獅子舞を演じ、馬の塔を曳き、勇を演奏してお祭り騒ぎを行うことはすでに明らかにした⁽¹⁴⁾。長尾村には、宝暦5年(1755)には、お祭りに山車と獅子頭があったことを記している。

これについて民俗芸能研究家で武豊町の芸能にも詳しい鬼頭秀明氏は「山車の他に獅子頭もでているので、おそらく獅子舞がおこなわれていたと考えられる。」と長尾村に獅子舞があったことを推測されている。さらに氏は、幕末には長尾村の祭礼に獅子舞が行われていたことを明らかにしている⁽¹⁵⁾。このように獅子舞が行われている村は、雨乞いに獅子舞を舞うことはいくつかの村の例をあげて明らかにした⁽¹⁶⁾。長尾村に獅子舞が伝わっていると



写真5 「御嶽山 大日寺」(平成24年 筆者撮影)

したら、あるいは雨乞いにも獅子舞が行われた可能性があることを推測させる。このように若衆が参加しお祭り騒ぎをするのであるから、雨乞いには相当な費用がかかったのである。

5月に、ちようちん弐ツ、6月に、ちようちん はせうろう31丁、7月に、ちようちん弐ツはせうろう20丁、8月に、ちようちん弐ツ ばせうろう20本の記載がある。「ちようちん」は提灯のことであり、「は(ば)せうろう」は「芭蕉蠟」であろう。これは雨乞いの夜に提灯弐個をつるし灯明とし、そのため多くの蠟燭が必要だったのである。このことは、雨乞いは昼のみでなく夜間にも祈願したことを推測させる。8月の記載のあとに、6月22日の記載が出てくる。順序としてはおかしいが、「大日雨祈」とあるので、神社への祈願と分けて書き上げたのであろう。「大日」は、「大日堂」のことであり、現在は「御嶽山大日寺」となっている。同寺について「戦前までは「雨乞いの寺」とも言われ、御祈禱をあげ勇み太鼓を鳴らして雨乞いを行っていた」(『武豊町誌 本文編』第1章神社と寺院第2節寺院と諸宗847ページ)とある。ここに書かれていることは、すでに近世から行われていたことをこの史料は明らかにしたのである。雨乞いは、神社・寺院の別なく有効と考えられる所へ懸けたのである。

(3) 長尾村の雨乞いの懸け方

次に示す雨乞いの史料は、年号は不明だが、内容からみてまず幕末のものであろう。この史料により長尾村の雨乞いの懸け方をみていくことにする。

覚

五月十八日

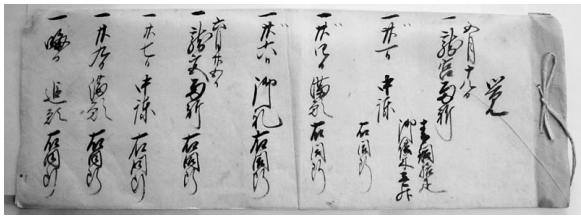


写真6 「覚 (雨祈日並日神祭入用勘定)」 (三井家文書 No. 22-80)



写真7 猿投神社 (猿投大明神) (平成23年 筆者撮影)

一竜宮雨祈

青銅拾疋

御供米壹升

同

一廿一日 中諫 (間)

右同断

同

一廿四日 満願

右同断

同

一廿六日 御礼

右同断

六月廿五日

一竜宮雨祈

右同断

一廿七日 中諫 (間)

右同断

一廿九日 満願

右同断

一晦日 追願

右同断

七月

一二日 追願 満願

右同断

一三日 御礼

七月

一十五日 氏神雨祈

右同断

同

一十七日 中諫 (間)

右同断

同

一十九日 満願

右同断

同

一廿日 追願

右同断

同

一廿二日 追願 満願

右同断

同

一廿九日 御礼

右同断

八月

一七日 猿投大明神

右同断

一九日 中諫 (間)

右同断

一十一日 満願

右同断

一十二日より 追願

右同断

十四日迄 追願 満願

一廿二日 御礼

右同断

ノ 式拾壺

式貫百文

御供米

式斗壹升

式升壹合

ノ 式斗三升壹号

右之通二御座候, 以上

「覚 (雨祈日並日神祭入用勘定)」 『三井傳左衛家文書目録 No. 22-80』

この史料によれば, 5月18日に竜宮へ雨乞いを懸けている。青銅拾疋は, 神主の祈祷の謝礼, 供米として米

1升を捧げたのである⁽¹⁷⁾。雨乞いは7日間懸けることは先にみた。雨乞いは5月18日に始まったので中日は21日となる。ここでまた祈禱が行われたのであろう、同額の謝礼と供米が捧げられている。24日は、最終日なので満願となる。ここでもまた同額の謝礼と供米が捧げられている。6月25日から2回目の雨乞いが竜宮に懸けられている。謝礼や供米は前回と同じである。中日や満願も同じである。しかし、今回はまだ雨が足りないであろう、晦日と7月2日に追願を行っている。3回目は、氏神に雨乞いを2回目と同様の手順で懸けている。4回目は「猿投大明神」へ同様の手順で懸けている。雨乞いは初日・中日・満願・追願・追願 満願に祈禱が行われ、そのたびごとに謝礼や供米が捧げられるので多額の費用が必要になるのである。また1回の日数も場合によっては7日以上懸けているのである。雨乞いがいかに熱心に懸けられたかが分かるであろう。

おわりに

近世の雨乞いは、次のような特徴をもっていることが明らかとなっている。

村民の合意のもと「惣参り」で祈願が行われる。

雨乞いは、祈願がかなうまで何回も懸けられる。

祈願は、最初は村内の神社や寺院で懸け、かなわないと遠く離れた雨乞いで名高い有名寺社に懸ける。

祈願には相当の費用がかかり、回数が増えると費用も大きくなる。

雨乞いは、いつしか雨乞い祭りの様相を示し、勇・獅子舞・馬の塔などをとめない、若衆が中心となって活動した。

一村で願がかなわないと周辺の村々が連合してかけた。

長尾村でもこの～の事項については行われていたことが確認できた。しかし、今回の近世の史料では、村が連合して懸ける様子を示すものは見つけることが出来なかった。これは長尾村が連合して懸けなかったことを示していると考えより、村入用帳が史料の中心を占めたがため、見つけることが出来なかったと考えたほうがよいであろう。もう少し丹念に三井家文書を探索すれば見つかる可能性も出てくるかもしれない。

今回の「研究ノート」と、それ以前の「研究ノート」2回分を合わせれば、知多半島の相当な部分の雨乞いについて述べることができた。今後は、これらをふまえて

知多半島全体の雨乞いとしてまとめていきたい。

註

- (1) 「知多地方における雨乞い行事」(『日本福祉大学 子ども発達学論集 第3号』)「知多地方の雨乞い」(『日本福祉大学 子ども発達学論集 第4号』)
- (2) 『上掲 第3号』では、知多地域の松原村・寺本四ヶ村、東海地域の加木屋村、大府地域の木ノ山村、東浦地域の生路村の雨乞いが述べられている。『上掲 第4号』では、常滑地域の小鈴谷村の雨乞いが述べられている。また、関連している数多くの村があったことも述べられている。
- (3) 『尾張国知多郡長尾村 三井傳左衛家文書目録』上巻 武豊町発行には、「文書調査の経緯について 齊藤善之」が載せられており、三井家の概要や文書調査の詳しい経緯が述べられている。また、「解題 神谷 智」により、上巻の文書の細かい内容を把握することができる。この「研究ノート」でつかわれた文書は、すべて上巻に分類されたものである。
- (4) 『武豊町誌 資料編一 近世村絵図 地図集』「一、長尾村」による。
- (5) 知多郡の五市五町が発刊した近世の村絵図集の絵図には、数多くの溜池が描かれている。
- (6) 寛文年代と文化年代の村況の比較として、主な事柄を一覧表にまとめ、「資料1 長尾村の村況」(後掲)とした。
- (7) 『武豊町誌 本文編』第3章 近世村の様相 第5節 幕末期の村の動き 農村の困窮には、早魃被害や天保の飢饉について述べられている。
- (8) 知多地域にあった松原村の庄屋・小島茂兵衛は「明和三年村方諸事覚書留」『尾張国知多郡松原村 小島家文書 第二集』の中で「明和七年寅日早魃」として、松原村が大変な早魃を受けたことを詳しく書き留めている。
- (9) 『武豊町誌 本文編』第3章 第1節 157ページ表2-20による。なお表2-20には、武豊町域の大足村・東大高村・市原村・富貴村の免(年貢率)が載せられているが、四ヶ村ともに、大きく免が引き下げられている。この一帯を襲った早魃のひどさが窺われるのである。
- (10) たとえば、高谷重夫『雨乞い習俗の研究』法制大学出版局2004年発行には数多くの例が示されている。また、三河の刈谷藩の村々については河合克己「雨乞い祈願のかたち」『知多半島の歴史と現在 No. 15』日本福祉大学知多半島総合研究所 校倉書房 2011年発行で、知多地方については、拙稿『上掲 第3号』『上掲 第4号』で示した。
- (11) 武豊町の梅雨について、「以前(愛知用水の通水前)、『からつゆ』の年は例年の時期に田植えが出来なくて、雨乞いをしたりして、雨を待ったものである。しかし、土地の人たちは、昔から雨がなくて田植え出来なかった年はないといっている。時期は例年より遅れるが、七月の中ごろまでには、多くはなくても、必ず雨が降ってくる。」(『武豊町誌 本文編』1984年発行 21ページ)と述べている。
- (12) 『上掲 第3号』で述べている。
- (13) 『尾張行記』の長尾村の「武雄天神祠……神主岩田氏」による。

- (14) 『上掲 第3号』, 『上掲 第4号』で述べている.
 (15) 鬼頭秀明「武豊町富貴の獅子屋形」(『武豊町民族資料館 紀要10』2001年発行 32ページ)による.
 (16) 『上掲 第3号』, 『上掲 第4号』で明らかにしている.
 (17) 青銅1疋は, 銭10文であるが, 後に25文となった. この史料は幕末と考えられるので, 青銅10疋は銭250文であろう.

資料1 長尾村の村況

項目	寛文村々覚書 (寛文11年)	尾張徇行記 (文化年代)
村高	概高1175石5斗5升7合	左同
新田合計	概高9石2斗4升	概高73石7斗1升3合
田畑	74町7反9畝17歩 (内 田59町5反1畝7歩 畑15町2反8畝10歩)	左同
家数	107軒	370軒
人数	815人 (男415人 女400人)	1574人
牛馬	53疋 (牛34疋 馬19疋)	11疋
寺	浄土宗 成岩村常楽寺末寺 蓮華院 本願寺 東門跡直参 皆満寺 大日堂 堂守 道円	左同
社	七ヶ所 (天王・若宮・天神・白山・八幡・神宮・山神) 当村禰直 弥太夫持内	社7区 (左同) 武雄天神祠 (以下略)
松山	432町 下刈年貢米, 山方へ納 かせう原山・茶谷山等合わせて9山	左同 砂留山6町4反9畝16歩 山342町7反6畝12歩 定納山25町9畝21歩
雨池	11ヶ所 山ノ池・同下池等合わせて11	今雨池13ヶ所 (以下略)
土橋	公儀橋2ヶ所 百姓自分懸5ヶ所	
人馬	御上洛・朝鮮人来朝之時, 人馬出ス	
小物成	夫銀・堤銀・御鷹餌代米, 御定之通出ス	
年貢	年貢米 舟廻し	
道法等	長尾村より道法 名古屋へ10里 (以下略)	
田畑	畑方3町9反9畝歩 給人自分起	延享三寅高成残見取田畑30町3反4畝9歩 (以下略) 山方定納起畠6町1反3歩 (以下略)
村況		此村八東浦海道トホリニ民家建ナラヒ村立大体ヨキ所ナリ, 高二准シテ戸口多ク佃力足レリ, 農業一事ヲ以テ嘗ミトス他村ヘ田畝掟ナシ, 此村ニハ往古ヨリ漕賈漁者ヲ生産トスル者ナシ, 其内大工三人ホトアリ, 又農隙ニ黒鍬カセキニ八六十人ホトツ、モ他方へ出ル, 大工八三人アリ, 藻採船十五艘アリ, 藻草ヲ以テ専ラ土糞トス, 田ハマツチ砂交リニテ土ヤハラカ也, 畠ハ山畠赤土ナリ, 田面八成岩界ヨリ大足界マテツ、キニ平行ノ地ナリ, (以下略)

資料2 雨乞い関係一覧表

年号(西暦)	月日	金額	記事	史料名
寛政元 (1789)	6月17日	金1分ト7匁5分 4貫500文	雨請入用	村方入用勘定帳
寛政2 (1790)	5月24日 6月10日 6月25日 6月28日	金1両2分300文 金1両2分200文 金1両2分 金1両2分	雨ごい入用 あまごい入用 あまごい入用 あまごい入用	村方入用勘定帳
寛政3 (1791)	7月16日 8月1日	金1両2分3匁5分 金1両2分ト435文	雨ごい入用雨請入用	知多郡長尾村下用書上帳
寛政4 (1792)	4月3日 4月14日 6月18日 6月19日	金1両3分ト540文 金1両2分1154文 金1両2分ト224文 金1両2分ト456文	雨請入用 雨請入用 雨請入用 雨請入用	村方入用勘定帳
寛政4 (1792)	6月26日 6月26日	金3分 金1分	雨請御礼 五組若衆遣し 左膳御礼	地下金銀出入当座帳
寛政5 (1793)	6月21日 6月29日	金1両1分1匁5分 金1両ト6匁	雨ごい入用 あまごい入用	村方入用勘定帳
寛政6 (1794)	6月7日 6月7日 6月21日 7月2日 7月15日	300文 金1両1分ト1200文 金1両2分324文 金1両2分ト548文 金1両2分ト272文	御いさみ二遣し 雨こい御礼入用 雨請入用 雨ごい入用 雨ごい入用 雨ごい入用	村方入用勘定帳
寛政6 (1794)		金5両3分ト2348文	雨ごい入用	知多郡長尾村下用書上帳
寛政9 (1797)		金5両2分1150文	雨ごい入用	知多郡長尾村下用書上帳
寛政11 (1799)	6月11日 7月2日 7月25日	金1両2分ト3匁5分 金1両1分ト14匁3分 金1両ト2850文	雨請入用 雨請入用 雨請入用	村方入用勘定帳
文化2 (1805)	7月10日 " " 7月12日 " 7月13日	100文 金1分 金1分ト9匁 100文 84文 100文 金1分	雨ごい御礼 雨ごい御礼 酒代 雨ごい 竹4本 雨ごい 雨ごい御礼 雨ごい御礼	村方入用改留帳
文政元 (1818)		金5両ト1匁2分6厘	年内日待定例之神事湯立うんか 送り雨こひ入用	村方入用勘定帳
文政3 (1820)		金3両ト銀2匁3分	年内湯立うんか送り祭礼雨こひ 諸入用	御年貢三役銀之外村下用之覚
文政4 (1821)		金5両ト2匁	日損二付雨こひ諸入用	御年貢三役銀之外村下用之覚

「史料名」にある史料は、すべて「三井傳左衛家文書」である。